

【四国電力エリア】

付帯メニュー定義書

【 全員割 】

日産トレーディング株式会社

2025 年 10 月 1 日実施

目次

1. 実施期日
2. 定義
3. 適用条件
4. 割引内容
5. 適用開始日
6. 適用廃止
7. 全員割の定義書の変更および廃止
8. その他

付帯メニュー定義書【全員割】（以下「全員割の定義書」といいます。）は、当社の日産でんき約款（低圧）【四国電力エリア】（以下「日産でんき約款」といいます。）および料金メニュー表【四国電力エリア】（以下「料金メニュー表」といいます。）に基づき計算される再エネ・スイッチAまたはB（以下「日産でんき基本メニュー」といいます。）の電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1. 実施期日

全員割の定義書は、2025年10月1日より適用します。

2. 定義

お客さまに適用される日産でんき約款および料金メニュー表に定義される言葉は全員割の定義書においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

当社は、お客さまが当社の日産でんき約款に基づく契約者である場合に、4.（割引内容）に定める電気料金の割引（以下「全員割」といいます。）を適用します。

4. 割引内容

当社は、3.（適用条件）に定める条件を満たすお客さまに対し、お客さまの対象となる日産でんき基本メニューの毎月の最低料金（再エネ・スイッチAの場合）または基本料金（再エネ・スイッチBの場合）から13%相当分（税込）を割引いたします。なお、割引額は小数点以下を切り捨てとします。

5. 適用開始日

全員割の適用開始日は原則として日産でんき基本メニューの需給開始日とします。

6. 適用廃止

当社は、以下の場合には、全員割の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下の通りとします。

- ① 電気需給契約が解約等の理由により消滅した場合
電気需給契約の消滅日

7. 全員割の定義書の変更および廃止

- ① 当社が全員割の定義書を変更する場合の手続きは、日産でんき約款の定めに従います。

- ② 当社は、全員割の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を日産でんきホームページに掲載します。
- ③ 全員割の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合の手続きは、日産でんき約款の定めに準じます。

8. その他

全員割の定義書に定めのない事項については、日産でんき約款および料金メニュー表に定めるところによります。